

## 参 考 資 料

- 参考1 第8次京都市環境影響評価審査会委員名簿
- 参考2 奈良線第2期複線化事業に係る方法書について（諮問書写し）
- 参考3 京都府知事からの意見照会（写し）
- 参考4 環境影響評価方法書について寄せられた意見の概要
- 参考5 環境影響評価法（抄）
- 参考6 京都市環境影響評価等に関する条例及び施行規則（抄）

## 第 8 次京都市環境影響評価審査会委員名簿

氏 名	所 属	専門分野
青野 正二	大阪大学大学院人間科学研究科准教授	音環境・騒音
池田 有光	大阪府立大学名誉教授	大気環境科学
板倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授	環境教育
岩嶋 樹也	京都大学名誉教授	気象学
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	行政法・環境法
大西 有三	関西大学都市環境工学部特任教授	地盤・地下水工学
笠原 三紀夫	京都大学名誉教授	大気汚染
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	環境地盤工学
倉田 学児	京都大学大学院工学研究科准教授	都市環境工学
柴田 昌三	京都大学大学院地球環境学堂教授	景観生態学
島田 洋子	京都大学大学院工学研究科准教授	水質
武田 信生	京都大学名誉教授	環境システム工学
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター教授	生態系
藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部教授	景観デザイン
増田 啓子	龍谷大学経済学部教授	環境気候

◎：京都市環境影響評価審査会 会長

(敬称略，五十音順)



参考2

環 環 管 第 4 9 号

平成26年3月12日

京都市環境影響評価審査会

会 長 池 田 有 光 様

京都市長 門川 大作



奈良線第2期複線化事業に係る方法書について（諮問）

奈良線第2期複線化事業に係る方法書について、京都市環境影響  
評価等に関する条例第59条に基づき、環境の保全の見地からの意  
見を求めます。



参考3

6 環管第 1 5 6 号  
平成26年 4 月18日

京都市長 門川 大作 様

京都府知事 山田 啓二



奈良線第2期複線化事業に係る環境影響評価方法書について  
の環境保全の見地からの意見について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条第1項の規定により、平成26年3月3日付けで下記の者から送付された「奈良線第2期複線化事業に係る環境影響評価方法書」について、同法第10条第2項の規定により環境の保全の見地からの意見を求めますので、平成26年5月19日（月）までに御回答願います。

記

西日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役 真鍋 精志

担当 (送付先)	文化環境部環境・エネルギー局 環境管理課指導担当
電話	075-414-4715
FAX	075-414-4710

奈良線第 2 期複線化事業  
(JR 藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化)

環境影響評価方法書についての意見の概要

平成 26 年 4 月

西日本旅客鉄道株式会社

「奈良線第2期複線化事業（JR 藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化）環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）については、環境影響評価法（以下「法」という。）第7条に基づき平成26年3月3日に方法書を作成した旨を公告し、関係市町において平成26年3月3日から4月2日まで縦覧に供するとともに、当社のホームページにおいて電子縦覧を実施した。あわせて、法第8条に基づき、縦覧の開始から4月16日までの間に方法書について意見を募集した。

その結果、意見者数は12、意見数は29であり、そのうち環境の保全の見地による意見数は17であった。

今般、法第9条に基づき、これらの意見を整理・集約し、意見の概要をとりまとめた。

表 環境保全の見地からのご意見数分類

分類	意見数
騒音・振動	12
景観	1
地質	1
大気質	3

(1) 環境の保全の見地によるご意見

住民意見の概要	
騒音・振動	<p>自宅の真裏を電車が通っています。そして、その箇所にはレールの接ぎ目があり、電車が通過する毎に TV の音声や会話、電話は全く聞こえません。単線の現状でこの状態なのに複線となれば単純に倍の騒音になると予想されます。2006 年度頃にロングレールになったかと思いますが、接ぎ目が自宅裏であれば意味がありませんでした。問題回避のためには、接ぎ目部分をもっと桃山駅方向に移設するかテルミット溶接等による騒音対応をお願いしたいと思います。</p>
	<p>騒音、振動評価に関して現在の列車運行ダイヤをもとに調査されているが、この先列車本数を増加させる場合、今回の結果をもとにするだけでなく再調査するつもりはあるのか？無ければ今回の調査は将来を見越して不適切となる。</p>
	<p>騒音、振動に関して線路のメンテナンスが定期的に深夜に行われており、現在でも睡眠不足で翌日の仕事等に支障が出ているが、今回の複線化によりその度合いが増すのではないかと考えられる。その点についての検討がなされていない。</p>
	<p>騒音、振動に関して列車が古い形式のものであるため、列車通過時の音が大きい（特に普通）。複線化に合わせて列車のリニューアルを検討してほしい。</p>
	<p>最近のことなので、ロングレールの使用などでレールの継ぎ目での振動や騒音は少なくなってきましたが、駅周辺のポイントは最小限にしてください。列車本数の増加により、列車到着警報音や駅のアナウンスの回数が増えますが、スピーカーの方向等を調整し周辺家屋への影響を少なくしてください。</p>
	<p>過去に、複数の沿線住居の屋根瓦がずれたことがあり、ガラスの振動にも悩まされたことがあります。工事中含めて、振動による住居への影響がないような環境評価をお願いします。</p>
	<p>当町会には高齢者が多く、騒音・振動による健康被害が懸念されるとともに、さらに住居間際を電車が通過することとなり、プライバシー面でも大変ストレスを感じます。ストレス評価など健康面の評価手法の導入を行い、防音壁対策、目隠し対策をお願いします。</p>
	<p>具体的対策として、軽量化車両やロングレール採用など、最新技術を極力導入してください。</p>
	<p>先日は説明会を開催して頂き有難うございました。私の家は黄檗から宇治までの沿線住宅です。いつも窓を閉めていても電車が通過する時テレビの音や電話の声を聞くことができません。昔に比べて運行本数も増え、又スピードも以前より出ているような気がしたところ、ちょうど今回の説明会で住民の方の意見を聞き沿線住民は同じことを感じていたと確認できました。説明会で要望が出ていた騒音や振動を緩和できるような防音壁やレールの下にゴムのようなものを敷くなど複線化工事の中で是非何らかの対策を考えて頂きますようお願い致します。複線化でもし住宅側へ線路が新設される場合、より以上の振動や騒音、風圧、視覚的な圧迫感、盛土をした上の線路、色々不安で今まで以上のストレスです。どうぞ住民生活をご考慮頂き新設線路を決定して頂きたく存じます。また、23 時以降の運転は走行スピードにご配慮頂けると幸いです。</p>

住民意見の概要	
騒音・振動	夜間工事が中心になるとのご説明でしたが、工事期間・時間帯・騒音レベルなど地元説明を十分に行っていただきたい。
	複線化に伴い、列車が頻繁に通るようになり騒音・振動が激しくなります。(現在でも大変です) 体調も悪く、精神的にも大変です。毎日快適に過ごせるように願いたく防音装置等考慮して頂きたいものです。
	線路の工事の時、物凄い音、振動(土地が振られるような)怖い思いをしています。今度は度々あると思います。家が傾いたり等異常があった場合速やかに対処願いたいと思います。
景観	景観の対象地点は宇治橋周辺とありますが、桃山付近も桃山御陵があり、景観に配慮すべき地域だと思います。現在は草の生えたのり面となっていますが、複線化によってコンクリート造りの擁壁が必要になる箇所があると思われます。コンクリートが見えなくなる方法を検討してください。また、橋梁も景観に配慮してください。
地質	当方路線西側に近接する住宅ですが、敷地境界に近接して地下室が有り、施工状態によっては損壊することも考えられます。又地下には砂礫層もあり極めて軟弱です。従って住宅近接地の地盤調査をされたら如何ですか、又盛土路盤部は特に地盤調査が必要と考えます。
大気質	工事用資材及び建設機械の運搬用車両の増加割合が小さいとの理由で評価項目とされていない。大亀谷踏切の東側線路沿いの坂道には JR の工事の度に 4, 5 台の車両が駐車するが、ここへ入る公道は上坂橋通から藤城小学校の運動場の横を北へ入り、正宗町の中を西へ下る道 1 本のみである。此の道は市の認定道路であるが、幅 6m 未満の急坂で一日当たりの交通量は 100 台以下、大半が軽自動車で大車は希にしか通らない生活道路である。又沿道北側の住宅地は埋立造成地で地盤が軟弱と聞いている。ここに大型の作業車を通すことは振動だけでなく安全面でも問題があると思うので是非評価の対象とし、地元の意向を充分諮れる様に要望する。
	飛散鉄粉の対策も危惧されますので、大気汚染の環境評価等の項目を追加してください。
	環境評価中には交通事情への影響評価がありません。複線化で起こるダイヤの過密化による渋滞予測、交通事故予測を行い、警察協議も行ってください。

(2) 環境保全の見地以外のご意見

住民意見の概要	
事業計画	<p>人が住みやすい町（街）環境（高齢化が進んできたことが第一かな？）を整える、JR 桃山駅を利用しやすいように考えては、です。一方的な意見ですので、入力していることが全て良いとは考えていません、人それぞれの考えがあるので、あくまで個人的な意見ととらえていただきたいところです。別の提案です。大きな構造物（例えば、エレベータは、それなりの費用がかかるはず）を造らず、人の動線（人的な人の移動）を考え直してはどうでしょうか？メンテナンス、維持費も含め、長い目で見てはどうか？1時間に片側6本程度の電車本数であり、今で言う、費用対効果を考えると、エレベータよりも、良いのではないのでしょうか？登り降り（上り下り）のない平面構造とする、例えば、大手筋側の現踏切付近に出入り口（改札口）を設けるのも一案でしょうか？思い起こせば、JR（国鉄？）桃山駅は昭和60年頃まで、ホームが低く、ホームの一部が切っただけであって、そこを人が通行していた状況を思い出し、この方式がGOODだと思っています。昔は結構そのような箇所がよく見受けられた、今でも、京阪電鉄では、観月橋駅、墨染駅、伏見稻荷駅は、違った状態ですが考えとしてはそのような構造・理念です。</p> <p>① 安全を確保するため、ホーム（人）と線路（車）を一時的に隔離させるため、遮断機を設置する。</p> <p>② ホームへの移動は、階段、又はスロープとする。併設もあり。</p> <p>③ 現在の構造物（結構、邪魔なものと思っている）、わたり橋を撤去する。</p> <p>人を、一カ所に集めて、切符を買わせる、切符を回収することを考え直してはどうか？</p> <p>A. 確かに経営者側にとっては、それが効率がよいのであろうと察する</p> <p>B. 利用者は不便を強いられる</p> <p>悪いことをする者は、いつの世にもいる、性善説に立つては出来ないものか？</p> <p>追伸：動線をできるだけ短くと思います。健常者（良い言葉かどうか疑問あり）であっても、なぜ、こんなに上り下りしなくてはいけないのか？、これが私の原点です。弱者（歩行者など）が、なぜこんなに重労働をしないとイケないのか、京都市が目標とする「歩くまち」の現状を、弱者の立場に立つて考えていただきたいのです。</p>
	<p>踏切の遮断機が下りている時間が私鉄に比べて長いと思います。基準があるのでしょうか、桃山駅に止まる京都行普通電車が駅に来た時に、大手筋踏切の遮断機を下ろさないでください。今回の複線化のシステム変更で対処をお願いします。</p>
	<p>事業者から自発的に、平面交差する公衆用道路について、触れていない。複線化に伴う線増は道路との平面交差の増設となり、これは道路との平面交差を禁じた鉄道に関する技術上に基準を定める省令第三十九条に抵触する。道路とは立体交差にて、事業は推進すべき。</p>
	<p>24号線との接道踏切が、斜め横断の増幅、カーブ線形の変更による新たな段差などにより危険性が増します。当町会含め線路東側の住民は、当該踏切と歩道橋が唯一の丹波橋駅へのルートとなるため、交通弱者対策を必ずお願いいたします。</p>
土地利用	<p><b>【新町踏み切り東西方向約50m農道】</b></p> <p>上記箇所に農道が存在している。線路を渡って山にある畑や竹藪への通路として山の所有者が利用しているが、複線時にはこの農道はどのような形になるのか。基本的には農道は封鎖は出来ないと聞いています。</p>

住民意見の概要

【新町踏み切り西方約 50m側溝】

上記箇所（線路左右）に側溝がある。南側の側溝に関して民家が途切れたところで、その側溝が終わっていて個人がその側溝と連結させて溝を作っている。雨量の多いときは J R 側溝からの水が許容範囲を超え当方の土地に流れ込む事態も発生している。今回、この複線化に伴う工事で J R の側溝としての西方向への変更とその延長をして頂きたい。

線路の必要な個所に水銀灯が設置されていますが、移設により周辺の家屋に影響が出ないようにしてください。

既設の桃山駅～六地藏駅の区間の旧奈良街道の桃山御陵前交差点から東へ約 1 km 先の山科川堤防の突き当たり迄の住宅地は低地帯で（約 1 5 0 0 世帯居住）、排水ポンプと山科川堤防で水害を防いでいます。処が想定外の豪雨が昨年に取り（京都市桂川、鴨川が氾濫した）、当地にも避難指示命令が発令され、山科川、宇治川の堤防すれすれまで水位が上昇しました。一方当地に対する京都市消防局の自主防災対策の指導は東南海トラフ地震や内陸型活断層地震だけで当地災害の歴史が物語る風水害の防災・減災対策がありません。例えば避難ルートや緊急避難場所等は全く違った対策が必要です。勿論自衛策を考えていますが今回の複線化工事の機会に避難ルートとして線路脇を伝って高台の緊急避難場所まで逃げられる緊急措置が取れないものか、約 5 0 0 0 人の命を守る運動として住民挙げてのお願いに展開したいと思えます。行政当局との連携・協働活動も必要かと思えますが、先ずもって貴方への要望意見として申し上げます。

土地利用

私は、複線化については賛成な意見なのですが、1 点、説明会の中でもいくつかの方が質問されておられましたが、大雨による浸水の件です。私は城陽市と宇治市の境界にある踏み切り（名前は存じ上げません）から南側に住んでいるのですが、一昨年、昨年の集中豪雨のときに、線路が盛土になっていることから、雨水が線路が堤防になり、家が浸水してしまいました。線路際の排水溝が、経年のため土砂で埋まっているのか、もしくは何かが詰まっているのかわかりませんが、うまく機能しなかったため、家の前が川のようになりました。線路沿いに北側に排水が流れていくのですが、丁度踏み切りのところ（しんせつ電気）で、排水が途切れているからだと思えます。水の行き場は、事前に調査することは難しく、事前の対策は不可能な点は理解しているのですが、一昨年・昨年の経験から、どのあたりに水がたまりやすいのか、どこが詰まっているのか、対策箇所がある程度判断できるようになったと考えています。水が溜まって、浸水した箇所は、城陽市の土木さんが把握されていると思えます。実際、一昨年・昨年の浸水の時には、私から城陽市さんに連絡し、現場を確認してもらっています。そういった、ここ数年の浸水データから、全路線とは申しませんが、どこが溜まり易いかがわかると思えますので、ぜひ、把握できたところの排水設備の増強なりを複線化工事の際に行っていただければとうれしいです。複線化することには反対もしませんし、工事協力もさせていただくのですが、反面こういった沿線住民が困っている点を、J R さんができる範囲で結構ですので、環境改善していただくと、周りの住民の方々も、より気持ちよく工事協力できるのではないかと思います。排水溝の増強や整備にどれだけのコストがかかるのか、存じ上げませんが、次回の工事説明会の場などで、複線化はする一方、周辺住民が困られている点も整備するといった説明があると、周辺の皆さんも気持ちよく協力されると思えます。浸水箇所の情報は城陽市の土木さんが把握されていると思えます。ぜひ、ご一考いただけると幸甚です。城陽市の土木の方と強調して対応いただけると幸甚です。

住民意見の概要	
その他	奈良線周辺の井戸及び酒造組合との協議を十分に行うこと。
	沿線住民に対する説明が不十分と感じられます。3月18日の桃山学区説明会では一部の住民による質疑回答で時間を要し、真に質問したい方々の不満がかなりありました。特に、学区毎の説明ではなく、町会毎の説明を行っていただきたい。
	立ち退き等必要になった場合、速やかに連絡願います。私達も色々積もりがあります。

## 環境影響評価法（抄）

### 第3章 方法書

#### （方法書の作成）

**第5条** 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第3条の6の意見が述べられたときはこれを勘案して、第3条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、（略）、次に掲げる事項（略）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 対象事業の目的及び内容
- 3 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- 4 第3条の3第1項第4号に掲げる事項
- 5 第3条の6の主務大臣の意見
- 6 前号の意見についての事業者の見解
- 7 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- 8 その他環境省令で定める事項

2 （略）

#### （方法書の送付等）

**第6条** 事業者は、方法書を作成したときは、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

- 2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

#### （方法書についての公告及び縦覧）

**第7条** 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して

1 月間、方法書及び要約書を前条第 1 項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

#### (説明会の開催等)

**第 7 条の 2** 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第 6 条第 1 項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の 1 週間前までに公告しなければならない。

3～5 (略)

#### (方法書についての意見書の提出)

**第 8 条** 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 7 条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

#### (方法書についての意見の概要の送付)

**第 9 条** 事業者は、前条第 1 項の期間を経過した後、第 6 条第 1 項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第 1 項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

#### (方法書についての都道府県知事等の意見)

**第 10 条** 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、第 4 項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第 1 項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

4～6 (略)

## 京都市環境影響評価等に関する条例（抄）

（技術指針の策定等）

**第 6 条** 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価等及び第 5 0 条第 1 項に規定する供用後事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めなければならない。

4 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第 5 9 条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。

（審査会）

**第 5 9 条** 技術指針の策定及び改定並びに配慮書案、方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するととともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

**第 6 0 条** 審査会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

**第 6 1 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

**第 6 2 条** 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

## 京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（抄）

（審査会の会長）

**第46条** 京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の招集及び議事）

**第47条** 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数（配慮書案についての市長の意見の陳述に関する会議にあっては、委員の3分の1以上）が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

**第48条** 審査会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

（専門委員）

**第49条** 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（審査会の庶務）

**第50条** 審査会の庶務は、環境政策局において処理する。

（審査会に関する補則）

**第51条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。